



# 身近な区政

## 選挙

選挙管理委員会事務局 ☎03-5211-4268

### 選挙人名簿への登録

選挙権を有している方(満18歳以上の日本国民)で、名簿登録基準日まで引き続き3か月以上住民登録がある方は、選挙人名簿に登録されます。選挙人名簿に登録されると、区外転出や死亡、国籍の変更がない限り、登録は抹消されません。

選挙人名簿への登録は、年4回の定時登録(3月・6月・9月・12月)と、選挙がある際の選挙時登録で行います。

※名簿登録基準日

**定時登録**……定時登録を行う月の1日

**選挙時登録**……選挙のつど基準日、登録日を定める

### 投票できる方

衆議院議員選挙及び参議院議員選挙では、選挙人名簿に登録されている方が投票することができます。

都知事選挙・都議会議員選挙及び区長選挙・区議会議員選挙では、選挙人名簿に登録されていることのほかに、投票するまで引き続き都内または区内に住所を有している必要があります。

### 選挙の案内・お知らせ

選挙の際は、有権者の方に投票所入場整理券を送付します。入場整理券には、投票区や投票所のほかに、投票に関する案内の記載があります。また、区の広報紙やホームページ等でも周知しています。

### 選挙公報

選挙のつど、選挙公報(候補者(又は政党)の名称や政見などを記載したもの)を区内世帯のポストへ直接お届けします。また、区役所や区の各施設、各投票所でも配布します。

※次の地域の方には個別で郵送します。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、内幸町1・2丁目、有楽町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田

### 音声版選挙公報

視覚に障害がある方で、ご希望の方には音声版選挙公報(CD)を郵送します。選挙管理委員会事務局へご連絡ください。



### 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事があり、投票に行けない見込みの方は、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票をすることができます。

### 滞在地・旅行先での不在者投票

出張や帰省等で他の区市町村に滞在している方は、投票用紙を取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会へ持参することで、投票を行うことができます。

## 病院や老人ホーム等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院または入所している方は、病院等の職員に申し出ていただくと、病院長等が代理で投票用紙の請求をし、当該施設内で投票することができます。

## 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証のいずれかをお持ちの方で、障害の程度等が公職選挙法で定められた要件に該当する方は、事前に申請していただくことにより、郵便等を利用して投票することができます。

## 点字投票

視覚が不自由な方で、点字での投票を希望される方は、投票所で点字器を使った点字投票ができます。

## 代理投票

心身の故障などで、候補者の氏名等を書くことができないときは、投票所で投票管理者に申し出ていただくことで、代理投票を行うことができます。

## 在外投票

日本国外に転出している方で、在外選挙人名簿に登録されている方は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票をすることができます。在外選挙人名簿への登録については、①、②いずれかの方法で申請していただく必要があります。

- ①お住まいの地域を管轄する大使館又は領事館を通じて申請
- ②国外へ転出される方が転出届を提出する際、区役所(選挙管理委員会事務局)で申請

# 議 会

区議会事務局 ☎03-5211-4297

FAX 03-3288-5920 [Eメール] kugikai@city.chiyoda.lg.jp

区議会は、区的意思を決定する機関で、区民から選ばれた25名の議員をもって構成しています。区議会では、条例や予算の審議、請願・陳情の審査等を行っています。

区議会ホームページでは、区議会日程、本会議の会議録や各委員会の記録、議案の審議結果、議員紹介など、さまざまな議会情報を掲載しています。



区議会  
ホームページ



区議会議員



区議会公式X  
(旧ツイッター)

## 区議会とは

議会には定例会と臨時会があり、定例会は2月、6月、9月、11月の年4回開きます。臨時会は、次の定例会までの間に議決が必要となったときなどに開きます。

議会の審査機関として、企画総務委員会、文教

福祉委員会、環境まちづくり委員会の3つの常任委員会を設け、議員はいずれかの常任委員会に所属しています。また、議会運営委員会のほか特定の事項を審査・調査するために、特別委員会を設けています。



## 区議会を傍聴したいときは

**本会議の傍聴** 本会議の開会当日、区役所8階の傍聴受付で受付票に氏名などをご記入のうえ、傍聴してください。なお、本会議場の傍聴席は66席(報道関係者席を含む)、車いす用として3席分を用意しています。

**各委員会等の傍聴** 各委員会等の開会当日、区役所8階の委員会室で、受付票に氏名などをご記入のうえ、傍聴してください。

※本会議および各委員会等の日程は、区議会ホームページをご覧ください。区議会事務局へお問い合わせください。

※本会議や各委員会等の開会時間は、議会運営上変更する場合があります。

**手話通訳サービス** 本会議および各委員会等を傍聴される方で手話通訳をご希望の方は、1週間前までに区議会事務局へ申込書をお送りください。

**傍聴者用託児サービス** 本会議および各委員会等を傍聴される方(区内在住・在勤・在学者)で託児サービス(生後6か月以上の未就学児、定員3名、無料)をご希望の方は、2週間前までに区議会事務局へ申込書をお送りください。

## インターネット中継

本会議や委員会などの中継・録画映像をインターネットで配信しています。



また、本会議の中継では文字配信も行っています。

## 会議の記録を見たいときは

本会議や委員会などの会議録を区議会ホームページからご覧いただけます。また、議会図書室で会議録を公開しています。図書室での閲覧には事前予約が必要です。お問い合わせください。



## 請願・陳情を出すには

**請願・陳情** 区政に関することや身近な問題など、

皆さんのご意見やご要望などを直接区議会に提出できる制度として、「請願」「陳情」があります。

「請願」の提出には、区議会議員1名以上の紹介(署名又は記名押印)が必要です。議員の紹介を必要としないものが「陳情」です。

### 請願・陳情の取扱い

**(請願)** 提出された請願は、議長が本会議において所管の常任・特別委員会または議会運営委員会に審査を付託します。その後、委員会で審査・調査を行い、結論が出た場合は、委員長が本会議で報告し、議会として採択または不採択の議決を行います。

**(陳情)** 区議会では、陳情の処理を迅速に行うため本会議の開会中閉会中を問わず、陳情の審査が行える「送付陳情」の制度を取り入れています。提出された陳情は、議長が議会運営委員会に諮り、送付する委員会を決定します。その後、送付先の委員会で、審査・調査を行います。

**請願・陳情の提出** 受け付けは常時行っていますが、請願はなるべく各定例会が開会される前にご提出ください。

詳しくは、区議会事務局へお問い合わせください。

## 区議会情報公開制度とは

この制度は、区民に開かれた公正で民主的な議会運営を確立するため、平成12年11月に施行したものです。個人情報保護に十分配慮したうえで、区議会が保有する情報を積極的に公開しています。議会の活動について説明責任を果たすことが、区民の皆さんの知る権利を保障し、議会に対する信頼性を高めます。



**対象情報** 区議会事務局の職員が職務上作成、または取得した文書・図面・写真・フィルム・磁気テープ・磁気ディスク・光ディスクその他これらに類するもので、議長が管理しているものが情報公開の対象になります。

**個人のプライバシーについて** 議長は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公開されることのないよう慎重かつ最大限に配慮しています。

**請求はどなたでも** 公文書の開示は、どなたでも請求することができます。指定の申請書を区議会事務局に持参、郵送、ファクスまたはインター

ネットによる申請も受け付けています。

**千代田区議会情報公開審査会** 総合的な情報公開の推進と開示請求者の救済機関の役割を果たすことを目的として、第三者機関である情報公開審査会を設置しています。

## ちよだ区議会だより

年4回開会する区議会の定例会終了後などに発行しています。内容は、区長から提案された議案および区民の皆さんから提出された請願・陳情の審査結果や区政課題に関する委員会の調査状況、委員会や議員から提出された議案、関係機関に提出した意見書などを掲載しています。



区内の住居ポストすべてに投函して配布しています。

※次の地域はポスティング対象外です。ご希望の方には個別に郵送(区内に限る)しますので、区議会事務局へお問い合わせください。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、内幸町1・2丁目、有楽町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田

また、区議会ホームページでご覧いただけるほか、各自治体の広報紙が閲覧できる無料アプリケーション「マチイロ」で、電子媒体としても配信しています。

なお、区内在住で希望する視覚障害者に点字版・音声版(CD)の「ちよだ区議会だより」を郵送します。

詳しくは、区議会事務局へお問い合わせください。

## 広 聴

広報広聴課広報広聴係 ☎03-5211-4173

### 区民の声

区政に関する提案・要望・苦情などあらゆる声をお聴きし、区政に反映させていきます。意見は、窓口や文書、電話、区のホームページ、意見箱などからお寄せください。



### 区政モニター

区民の皆さんの声を区政に反映させていくため、定期的に区政課題に関するアンケート等にお答えいただく区政モニター制度があります。任期は1年間です。募集については、広報千代田などでお知らせします。



### 区長への手紙

いつでも気軽に区長に意見や要望を伝えることができます。封書(料金受取人払い)の様式によりお寄せいただけます。専用の用紙は区政情報コーナー(区役所2階)や出張所に設置しています。

### 区民世論調査

毎年、区民の意識を統計的手法によって量的に収集・整理分析し、区政運営の参考としています。



調査結果は、出張所・図書館で閲覧できるほか、区のホームページからもご覧いただけます。



# 情報公開・個人情報保護・意見公募

## 情報公開制度

総務課法務担当

☎03-5211-4138

区が管理している文書・図面・写真・フィルム等の区政情報を、請求により公開します。



請求は区役所2階の区政情報コーナーで受け付けています(保健所の公文書については、保健所で受け付けています)。

区政情報は公開が原則ですが、個人情報や公正・円滑な区政の執行に支障をきたすおそれのある情報等については、公開できない場合があります。

区民等の皆さんは、区の機関が保有するご自身の個人情報の開示を請求することができます。また、開示されたご自身の個人情報の内容が事実でないと思うときや個人情報保護法に違反して保有・利用・提供されていると思われるときには、その個人情報の訂正や利用停止・削除を請求することができます。

区の個人情報の取扱いに関するご意見、ご質問は、情報システム課へお問い合わせください。

## 意見公募(パブリックコメント)

企画課企画係

☎03-5211-4140

区政における住民参加の促進を図り、開かれた区政を実現するため、区が重要な計画を策定する際などに、意見を公募しています。



意見公募の実施は、区のホームページや広報紙等でお知らせします。メール・郵便・ファクス等で、皆さんのご意見をお寄せください。

## 個人情報保護制度

情報システム課情報セキュリティ係 ☎03-5211-4141

区では、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に定める個人情報の取得、管理、利用等のルールに基づき、個人情報の適切な取扱いを確保しています。



# 監査

監査委員事務局 ☎03-5211-3600

## 監査委員

区の事務事業が法令に準拠して適正に行われているか、区民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたって公正で効率的な運営確保等の観点からチェックを行うために監査委員が置かれています。



監査委員は、識見を有する者2人と区議会議員選出1人の計3人で構成されています。

## 住民監査請求

区民は、区の職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為または財務会計行為にかかる違法・不当な怠る事実について、監査委員に対して監査を求めることができます。

なお、監査を請求する際は書面により請求し、必ず事実を証明するものを添えなくてはなりません。

## 外郭団体・財政援助団体

### 公益財団法人まちみらい千代田

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
☎03-3233-7555  
FAX 03-3233-7557  
✉ info@mm-chiyoda.or.jp

まちみらい千代田は、千代田区との連携のもと、在住の皆様をはじめ、在勤・在学の方も含め、地域社会の皆様のお役に立つようさまざまな事業を展開しています。



#### 《主な事業》

##### 1. 住宅まちづくり

魅力ある都心居住をテーマに、区内居住者の8割以上の方が住んでいるマンションの居住環境の整備、マンション内や地域とのコミュニティの醸成、地域環境整備のための再開発・共同建築の促進等、安心して住み続けるためのお手伝いをしています。

◇マンションの維持管理・再生支援による良好な居住環境の整備促進

◇マンション安全・安心整備支援による防犯・防災対策の促進

##### 2. 産業まちづくり

地域産業の振興をテーマに、区内中小企業の経営課題解決やさらなる成長を支援するとともに、ビジネスチャンスの創出や起業促進を図る事業を行うほか、インキュベーション施設との連携や地域産業の活性化に取り組んでいます。

◇中小企業支援 ◇優良企業の表彰 ◇起業支援

◇インキュベーション施設との連携 ◇地方との連携

##### 3. 協働まちづくり

地域団体活動・市民活動をテーマに、自主的なまちづくり活動の支援や、財団事業に関する情報の発信等を行います。

◇まちづくり活動支援 ◇情報の発信と交流

### 一般社団法人千代田区観光協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17  
☎03-3556-0391  
FAX 03-3556-0392  
✉ info@kanko-chiyoda.jp

一般社団法人千代田区観光協会は、千代田区及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業・技術などの資源を活用し、観光事業の振興を図ることにより、千代田区の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、活動しています。



#### 《主な事業》

・地域の魅力を国内外に伝えるため、公式ウェブサイト、SNS、プレスリリースによる情報発信  
・多言語版観光ガイドブックや歴史マップなどの観光パンフレットの発行

・千鳥ヶ淵の桜の開花に合わせた「夜桜ライトアップ」や「皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し」などの観光イベントを開催

・千代田区観光案内所の運営

・区内の魅力を発掘・発信するInstagramフォトコンテストの開催

#### <PR>

2021年に人気キャラクター「リラックマ」が千代田区観光協会の観光大使に就任しました。コリラックマやチャイロイコグマ、キイロイトリとともに、私たちと一緒に千代田区を一緒に盛り上げていきます。ウェブサイトや公式SNSなどで千代田区の魅力を伝えます。



## 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-10  
かがやきプラザ4階

☎03-3265-1901

FAX 03-3265-1902

✉ info@chiyoda-cosw.jp

### アキバ分室

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-13  
万世橋出張所・区民館6階

☎03-6285-2860

FAX 03-6285-2861

✉ akiba@chiyoda-cosw.jp

誰もが住みなれた地域の中で、安心して心豊かな生活を送りたいと願っています。千代田区社会福祉協議会は、地域住民の方をはじめとして行政や福祉関係者のご協力をいただき、「みんなが参加し、ささえ合うまちづくり」を進めています。



### 《主な事業》

#### 1. みんなで助け合うまちづくりの推進

人と人とのつながりが弱くなった現代社会で、社会的孤立などが大きな社会問題となっています。町会単位でのご近所同士の交流や助け合い活動の支援、身近な場所で気軽に集まることができるサロンの拡充、住民の方にサービス提供の担い手となっていただく住民参加型家事援助サービスなどを通して、あたたかいつながりのある地域社会づくりを進めています。

#### 2. ボランティア活動の推進

日本全国で災害が発生する中、本会でも大規模災害が発生した場合には、千代田区との協定に基づき、「災害ボランティアセンター」を設置し、対応にあたることになっています。また、中学、高校生等に夏休みを利用してボランティア活動を始め、きっかけとなる「夏の学生向けボランティア活動」、参加企業の社員が区内施設等でのボランティア活動を行う「ちよだボランティアクラブ」等の事業を通してボランティアの推進に努めています。

#### 3. 区民の権利擁護の推進

高齢者や障がい者が権利侵害のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。判断能力に不安がある高齢者、精神障がい者、知的障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、地域での生活を支援します。

#### 4. その他

千代田区、長寿会との共催による「ふれあい福祉まつり」の開催や高齢者活動センター、研修センターの運営等を行っています。

## 公益社団法人千代田区 シルバー人材センター

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-10  
かがやきプラザ4階

☎03-3265-1903

FAX 03-3265-1904

✉ chiyodaku@sjc.ne.jp

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益法人です。



社会参加に意欲のある60歳以上の健康な高齢者の方に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り、地域社会の活性化と福祉の向上に貢献しています。シルバー人材センターが企業・家庭・公共団体等から請負形式または委任形式で仕事を引き受け、登録した会員に仕事を提供します。会員は就業することで、シルバー人材センターから報酬を受け取る仕組みになっています。

また、会員の多様な働き方に対応するため、シルバー人材センターは派遣事業所として、会員を発注元へ派遣することができるようになりました。現在公共の仕事により、実績を重ねています。

#### 1. シルバー人材センター運営の原則

シルバー人材センターの運営は、会員が中心となり「自主・自立」、「共働・共助」の理念に基づき、会員の総意で役員を選任し、理事会等の組織活動を通じて、組織や事業の運営に参画します。

そして会員一人ひとりが、互いに協力し合い、助け合いながら就業することを基本としています。

## 2. シルバー人材センターでの働き方

働くことを通じて「生きがい」や「社会参加」を主な目的としています。

雇用と違い、ご依頼主とシルバー人材センターとの間でセンターの利用契約を結び、センターが就業する会員を選定して、会員が業務を請け負う契約ですので、ご依頼主と就業会員との間に雇用関係や指揮命令関係は発生しません(派遣就業は除く)。

シルバー人材センターでは、臨時的・短期的に就業するシステムを基本としているため、仕事によっては複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われます。

## 3. シルバー人材センターへの入会方法

興味のある方、働く意欲のある方は、毎月第2火曜日午後2時・第2木曜日午前10時から、シルバー人材センター会議室にて入会説明会を行っております。是非、ご参加ください。

## 4. シルバー人材センターへの仕事の依頼

ご依頼内容や条件、契約金額等について話し合い、契約を交わします。契約金額の中には仕事をする会員へ報酬のほか、仕事の提供に要する事務手数料、交通費が含まれます。

仕事の発注方法等については、お問い合わせください。仕事のご依頼をお待ちしています。

